

EC 上越 規約 2020,03,23 版

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、EC 上越（ネットショップで儲ける会）という。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、上越地域の経済発展活性化のために、上越市内事業者の産業および商業振興を目指し、上越地域のネットショップ事業者及び本会の意義に賛同する者が連携し活動することでそれに貢献することを目的とし、併せて会員の IT リテラシーやネットショップ運営のスキル向上を目指す。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 上越市内の中小企業や創業希望者にネットショップに必要な知識や情報を共有する事業
- (2) 本会与行政等他分野との連携した講習会やワークショップ等の実施に関する事業
- (3) ネットショップ事業者新規参入推進と育成等に関する事業
- (4) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員条件)

第4条 本会の会員は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 上越市内在住者又は上越市内に事業所を有する中小企業者及び中小企業者で構成される団体に所属するもの
- 二 第2条に賛同し、第3条の事業に参加できるもの
- 三 会員登録を行ったもの
- 四 第6条に定める年会費を支払ったもの
- 五 Facebook（フェイスブック）に実名アカウントを持つもの
- 六 暴力団又は反社会的勢力の関係者に該当しないもの
- 七 本会の円滑な運営にふさわしくないと認められないもの

(準会員)

第5条 入会を希望するもので、第2章 第3条に定める事業に定期的な参加が出来ないもの、あるいは第3章 第4条 第一号に該当しないものは、準会員とする事ができる。

- 2 準会員は、本人の希望や推薦があっても役員に就くことは出来ない。

3 準会員は、総会及び臨時総会の構成人数には含まれない。

(退会)

第6条 会員は、退会届を提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- 一 会員である個人が死亡したとき。
- 二 会員である中小企業者が廃業又は団体が解散したとき。
- 三 第4条の会員条件に適合しなくなったとき。
- 四 第10条第2項の規定に基づき除名されたとき。

(会費)

第7条 会員および準会員は、入会時に各号に定めた年会費を支払い、各会員資格を継続する場合は年度ごとに年会費を支払うものとする。

- 一 会員 五千円
- 二 準会員 三千円

(年会費の不返還)

第8条 既に納入された年会費は、これを返還しない。

第4章 役員および顧問

(役員及び顧問)

第9条 本会に次の第1号から第3号までに定める役員及び第4号に定める顧問を置く。

- 一 会長 1人
- 二 副会長 1人以上
- 三 常任役員 会長が必要と認めた人数
- 四 顧問 会長が必要と認めた人数

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 会長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを除名することができる。

- 一 本規約に違反したとき。
 - 二 本会の名誉を傷つけ、または目的に反した行為をしたとき。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序に従い、その職務を代行する。
- 4 常任役員は、事務局とともに、常任役員会を設置し、会長に代わり本会の日常の業務を履行する。
- 5 顧問は会の目的に沿った助言及び会員の質問等にアドバイスを与える等の業務を履行する。

(任期等)

第11条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により選任された役

員の任期は、前任者の残任期間とする

2 前項の規定に関わらず、役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

3 顧問は会長が年度ごとに再任を依頼できるものとし、辞退の申し出があれば後任が決まるまで不在とすることができる。

(解任)

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、会員総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第13条 役員は、役員としての業務について報酬を受けることは出来ない。

2 役員には、事務通信費として実費相当を年度末に支払う。

3 顧問には、技術提供の年間報酬として会員の人数に千円を乗じて得た金額を年度末に支払う。

第5章 会員総会

(種別)

第14条 本会の会員総会は、年度総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第15条 会員総会は、役員と会員をもって構成する。

(権能)

第16条 会員総会は、以下の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 役員の選任及び解任

(5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第17条 年度総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

一 会長が必要と認めたとき。

二 会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第18条 会員総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、請求のあった日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 会員総会を招集するときは、少なくとも5日前までにフェイスブックメッセージ、電子メール、郵送その他の方法により、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、記載した書面を添付し通知しなければならない。

第6章 事業年度および会計

(事業年度)

第19条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計)

第20条 本会の正会員年会費および補助金等の管理の為、会計を置く。

(会計報告)

第21条 本会の会計は事業年度ごとに総会にて会計報告をしなければならない。

(会計監査報告)

第22条 本会の会計は、総会報告前に会員2名が監査し、監査報告をすることを持って会計の健全性を保つ。

第7章 雑則

(事務局)

第23条 本会は、会長が指名したものに事務局を委託する。

2 事務局は以下の住所に置く。

新潟県上越市安塚区樽田 149-1

(委任)

第24条 この規約に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第25条 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

(その他)

第26条 この規約の施行にあたり必要な事項は、会長が会員に諮り別に定める。

附 則

1 この規約は、平成30年3月22日から施行する。

2 創立事業年度のみ、事業年度を平成30年3月22日から翌年3月31日までとする。

変更記録

- 1 平成 30 年 3 月 24 日、第 7 章 第 2 3 条に事務局住所を記載。
- 2 令和 2 年 3 月 23 日、第 3 章 第 5 条(準会員)を付帯。それに伴い同章第 7 条を変更。